

お客さま各位

平塚信用金庫

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されています。

法人のお客さまは、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、確定申告の際はご注意ください。

なお、個人のお客さまにつきましては、変更ございません。

1. 対象となる預金

- (1) 普通預金
- (2) 通知預金
- (3) 納税準備預金（納税外の目的で払戻をした場合のみ）
- (4) 定期積金
- (5) 定期預金

2. 対象のお客さまの源泉徴収について

| 平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで | 平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払分 |
|-------------------------|------------------------|
| 20.315% | 15.315% |
| （国税 15.315%＋地方税 5%） | （国税 15.315%） |

* 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税が課せられており、国税 15.315%を源泉徴収いたします。

* 普通預金、通知預金及び納税準備預金は、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息より地方税を特別徴収いたしません。

* 定期積金及び定期預金は平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時及び中途解約時にお支払する預金利息より地方税を特別徴収いたしません。

* 今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。

* 個別具体的なケースに係る税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄の税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

以上